

# 東京工業大学 情報活用 IR に関する申し合わせ

情報活用 IR 室運営委員会

平成 27 年 12 月 24 日策定 平成 31 年 2 月 21 日改定

情報活用 IR 室（以下、「室」という。）は、「学内外の教育研究等にかかる情報の収集・分析・評価・発信を行うことにより、大学運営にかかる計画策定や意思決定などを支援し、及び教育研究活動における改善のための情報を提供することを目的とする」（国立大学法人東京工業大学情報活用 IR 室規則（以下、「規則」という。）が、その活動を進めるにあたり、情報の活用やそれに基づく調査・分析・情報提供等に関する方針と室の具体的な運営体制についての申し合わせを、以下のとおり定める。

## 1. 情報活用 IR の趣旨

IR とは Institutional Research（機関調査、機関研究）の略であるが、本学では大学の諸活動に関連する様々な情報（大学情報と呼ぶ）を活用し、それに基づく調査・分析・情報提供を情報活用 IR と定義する。

本学の情報活用 IR は、世界的に通用する理工系分野の研究者・教育者・技術者・経営者の人材を育成し、基礎から先進に至るまでの研究を推進し文化進展への寄与する、と定めた本学の使命の遂行に資するため、本学における諸活動の成果を客観的データに基づいて明確化し、意思決定や計画策定および教育研究の質向上に資する情報を提供することを目的とする。

本学の情報活用 IR 室の業務については規則第 3 条に定められているが、具体的な業務として、当面以下のものを中心とする。

- (ア) 大学の意思決定や計画策定に関する基礎情報及び課題分析の提供（意思決定支援）
- (イ) IR への活用に向けた業務システムおよびデータのあり方への助言（IR データマネジメント）
- (ウ) 組織評価および個別評価の客観性を高める指標の開発や情報の提供（評価対応）
- (エ) 上記 3 つを踏まえた本学に相応しい IR 活動の確立と人材育成（研究開発と人材育成）

室は、学長および執行部や学内組織からの調査分析依頼への対応に加え、必要に応じて本学の発展に寄与すると思われる事項について、独自に調査分析し報告を行う。

## 2. 運営体制と業務内容

### 〔人員構成〕

本学理事をもって充てた室長が室を統括し、本学教授をもって充てた副室長 2 名がこれを補佐する。その他室員として、室専任教員とこれを補佐する教職員を置く（規則第 4 条）。室長および副室長の監督のもと、室員が実質的活動を行う。

### 〔運営委員会〕

1. 室の最高意思決定機関として、情報活用 IR 室運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く（規則第 7 条）。運営委員会の委員長は室長が担う（規則第 9 条）。
2. 運営委員会の委員には、副室長、室専任教員、事務局長が指定され、「理事・副学長のうち学長の指名する者」及び「その他学長の指名する者」を置くこと（規則第 8 条）となっているが、理事・副学長のうち学長の指名する者として、理事・副学長（財務・施設担当）が、また、その他学長が指名する者として、研究・産学連携本部教授 1 名、事務局各部部长、企画・評価課長が現在指名されている。
3. 運営委員会は、「情報活用 IR 室の運営に関する具体的な方策について審議」（規則第 7 条）することと

なっているが、当面次の事項を審議・検討の対象とする。

- ① 本学の情報活用 IR にかかる基本方針の策定。
  - ② 調査分析結果の検討と外部への報告に関する事項の審議。
  - ③ 学内の大学情報に関する連携および協力への依頼。
4. 運営委員会の委員のうち、室長、副室長、室員専任教員、企画・評価課長からなる幹事会を置く。幹事会は、以下に定める室の活動を受けて、運営委員会における審議報告事項の原案を作成する。

#### 〔業務〕

5. 調査分析に関する情報マネジメント、および本学における情報活用の企画・推進を目的とした以下の専門的事項を行う。
- ① 情報活用 IR に必要なデータの収集と提供、必要な環境整備について企画推進。
  - ② 情報活動の効率化・活性化を促進する、情報の体系的な管理・運用方針の策定への支援。
  - ③ 本学の研究業績に関連するシステムの運用についての企画推進への支援。
  - ④ スーパーグローバル大学創成支援事業によるシステム構築の検討。

#### 〔業務に関する留意事項〕

6. 室運営委員会や IR 情報収集の依頼に関する業務については、情報活用 IR 室員が従事する。ただし、IR の業務として担当しているもの以外の業務情報の管理については、これを負わない。

### 3. IR 情報の利活用

情報活用 IR で得られた調査分析結果を IR 情報と呼び、その利活用に関する方針を以下のように定める。

#### 〔意思決定支援〕

1. IR 情報の提供は、運営委員会における内容の検討の後、学長・執行部および役員会などの主要会議において行う。また、部局や事務局への提供も必要に応じて行う。
2. 大学情報のマネジメントに関する課題について、その課題に関係する学内の組織に対し、効率化や活性化を促進するための助言を行う。

#### 〔情報公開〕

3. 運営委員会において内容が公開に適すると判断される IR 情報を、ウェブなどを用いて情報公開する。

#### 〔評価対応〕

4. 調査分析の報告に基づく本学諸活動の改善の検討については、要求に応じて方策の提案などを行う。
5. 室が管理する情報システムのデータ提供については、データ利用申請規定を別途定めて行う。

### 4. セキュリティ

情報活用 IR 室は、原則として一次情報の管理保持は行わない。しかし、分析による付加価値のついたデータや、室が提供を受けた個人情報の取り扱いについては以下の方針を定める

1. 情報活用 IR を推進する上で発生した情報について、そのセキュリティの確保については、情報活用 IR 室情報セキュリティ実施手順として別途定める。
2. 室による分析の結果、付加価値のついた情報の取り扱いについては運営委員会において協議する。
3. 学内から提供を受けた個人情報の取り扱いについては、提供元と室で協議し、原則的に提供元の個人情報保護の方針に従う。